

厚生労働省

平成 16 年度民間資金活用等経済政策推進事業

医療関係 P F I における公務員の利活用・移籍等  
に関する検討調査報告書

平成 17 年 3 月

株式会社三井物産戦略研究所

## はじめに

平成 11 年より施行されている PFI 事業（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく事業）は平成 17 年 2 月 28 日現在、193 件（実施方針策定公表以降の案件）に達し、多様な公的主体、多様な公共施設分野において、一つの公共調達的手法として定着しつつある。この内、自治体立病院を対象とする案件は 5 件存在し、内 3 件は既に運営段階・建設段階にあり、PFI 手法に基づく病院の施設整備や運営が開始されている状況にある。医療関係施設 PFI 事業は PFI 事業分野の中でも、サービス提供の側面が強く、PFI 法が志向した本来の趣旨に適う案件として着目を浴びているが、その仕組みが複雑であること、企画・構想から実現にいたるまで長期の時間を要することなど、様々な実務的な課題を抱えていることも事実である。一方、自治体立病院の中には老朽化した施設の近代化、建て直しに迫られている施設も数多くあると共に、病院自体も多様な課題を抱え、その経営・運営・組織の合理化が求められているといっても過言ではない。

地域の医療ニーズに適う新しい病院の建設や建替えは、公共施設等の管理者にとり、病院の経営・運営・組織のあり方を見直し、これを改革する絶好の機会ともなる。この場合、施設のシステム化や民間主体の利活用、あるいは委託の推進は、管理者にとっても重要な選択肢となり、PFI 手法を効果的に採用することにより、病院が目指す本来の目的を実現することも容易になる。この様に、PFI は病院改革を実現する際の効果的なツールとして活用できる可能性がある。一方では、医療支援業務を含む包括的な民間委託を前提として、既存の病院施設の改築・更新の構想・企画を図る場合、従来公務員たる企業職員が担ってきた業務をも民間委託の対象として検討せざるを得ない。この場合、公共施設の管理者等は、組織や人事計画・職員の処遇のあり方に関しても考慮せざるをえず、かかる実務的課題が PFI 手法の効果的な適用の障害要因になっているのではないかという指摘もある。本調査報告書は、厚生労働省による平成 16 年度民間資金活用等経済政策推進事業として、医療関係 PFI を構想・企画し、実践する場合、管理者や医療関係者が直面するこれら潜在的課題を捉え、PFI に伴う公務員の利活用や移籍の可能性に関し、その実務的課題、選択肢のあり方と実践の手法等を調査・検討し、PFI を政策的に検討する管理者にとっての分かりやすい参考書となることを狙いとしている。組織改革や公務員の利活用のあり方は忌避されるべき課題ではなく、PFI 事業の企画・実践においても、前向きに検討されるべきであろう。創造的な解決策を志向し、病院改革を進めることが、自治体立病院の存立基盤を強化して、かつ効果的な PFI の推進に資するものと考えられる。

本調査に関しては、学識経験者、有識者、医療関係者、自治体関係者等の参加を得て、「企画検討委員会」を組成し、様々な観点からの意見を踏まえて、3 回に亘る開催を通じて調査検討の

方向性並びに報告書の内容などにつき審議を重ねた。また市場における実態を調査するために、多様な官民の医療関係者や自治体関係者、コンサルタントなど、自治体立病院 PFI に係わりうる主要プレーヤーからの聞き取り調査や意見聴取を実施し、実際の慣行や手順の検証に配慮した上で、報告書として取り纏めた。改めてご協力頂いた関係者の方々に感謝申し上げる次第である。